

2014年6月

平成26年会社法改正

I 企業統治のあり方
(監査等委員会設置会社制度の導入)

1 背景

改正法における監査等委員会設置会社の導入目的を端的にいうと、社外取締役の選任を促進することです。

旧法の監査役会設置会社では、社外監査役を2名以上選任する必要があったため(法第335条第3項)、社外監査役に加えて更に社外取締役を選任することの重複感・負担感から社外取締役の選任を見送ってきた会社が相当程度存在すると言われていました。

他方、旧法の委員会設置会社を選択すれば、少なくとも社外取締役を2名選任することとなりますが、監査委員会のほか、指名委員会と報酬委員会を設置しなければなりません。指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定権を有し、報酬委員会は、取締役及び執行役の報酬の決定権を有するため、委員会設置会社では、取締役及び執行役の人事及び報酬が社外取締役に決定されることになり、このことへの抵抗感から、委員会設置会社への移行は進んでいません。

このような監査役会設置会社と委員会設置会社の問題点を取り除くべく、社外取締役のみを選任すればよく(重ねて社外監査役を選任しなくともよい)、かつ、監査委員会だけ設置すればよい(指名委員会と報酬委員会を設置しなくともよい)という機関設計を可能にしたのが、監査等委員会設置会社制度です。

2 改正法の概要

監査等委員会設置会社は、上記の背景があることから、委員会設置会社(改正法の指名委員会等設置会社)に類似した側面と監査役会設置会社に類似した側面があり、更にいずれにも類似しない独自の側面も併せ持ちます。

(1) 構成面等

監査等委員会の構成面は、指名委員会等設置会社に類似しています。

ア 構成員

監査等委員会は、監査等委員3人以上で組織されます。監査等委員は取締役でなければならず、その過半数は社外取締役でなければなりません(法第331条第6項・第399条の2第2項)。

イ 構成面に由来する特徴

かかる構成面に由来して、監査等委員は監査役とは異なる次のような特徴を持ちます。

まず、監査等委員は取締役ですので、取締役会において議決権を有し、妥当性監査も可能となります。

また、その監査の手法は、基本的には内部統制システムの利用によって行い、必要に応じて内部統制部門に具体的指示をすることになります。更に、制度上は常勤者を置くことも義務付けられていません。

(2) 独立性を確保する仕組み

監査等委員会の独立性を確保する仕組みは、監査役会設置会社に類似しています。

ア 選任及び解任

まず、監査等委員である取締役の選任にあたっては、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別しなければならないものとされています(法第329条第2項)。

また、選任議案について、監査等委員会は同意権と提案権を持っています(法第344条の2)。

次に、監査等委員である取締役の解任には特別決議が必要です(法第309条第2項第7号)。

更に、各監査等委員は、株主総会において、監査等委員の選解任等に関する意見陳述権を持っています(法第342条の2)。

イ 報酬

監査等委員である取締役の報酬は、それ以外の取締役の報酬とは区別して、定款又は株主総会決議によって定められます(法第361条第2項)。

(3) 監査等委員会の独自の制度

ア 監督機能の確保

指名委員会等設置会社の取締役の任期は1年であるのに対し、監査等委員である取締役の任期は2年とされており、かつ、任期の短縮ができないこととされています(法第332条第3項・第4項)。

また、監査等委員である取締役は、他の取締役の選解任や報酬に関する意見陳述権を持っています(法第342条の2、第361条第5項)。これは、監査等委員会設置会社の監査等委員会は、指名委員会や報酬委員会のような決定権は有しませんが、それに準じる機能を期待したものです。

イ 採用促進を狙った政策的な制度

監査等委員会設置会社では、取締役(監査等委員を除く)の利益相反取引について監査等委員会の承認を受けた場合、取締役の任務懈怠の推定規定を適用しないものとされています(法第423条第4項)。これは、監査等委員会設置会社の採用促進という政策的観点から導入されたものであり、監査等委員会設置会社の実務上のメリットの一つであるといえます。

また、取締役の過半数が社外取締役である場合、又は、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定を

取締役委任ができる旨を定款で定めた場合には、取締役会決議によって、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるものとされています（法第399条の13第5項・第6項。ただし、指名委員会等設置会社において、執行役に決定の委任をすることができないものとされている事項と同様の事項を除きます。）。この選択をすることにより、取締役会が監督に徹するアメリカ型のモニタリング・モデルを実現することも可能となります。

・山本憲光「監査等委員会設置会社の新設」ビジネス法務 2014年2月号 22頁以下

・柴田堅太郎「監査等委員会設置会社の特徴と留意点は？企業統治のあり方の改正ポイント」経理情報 2014年2月1日号 10頁以下

・中村直人「平成26年株主総会の心構え」資料版商事法務 357号 8頁以下

3 実務上の留意点

(1) 常勤監査等委員の設置

前述のとおり、監査等委員会設置会社では常勤の監査等委員を設置する必要はありません。もともと、監査役会設置会社の監査役会をそのまま監査等委員会に移行させる場合、常勤監査役の処遇が問題となります。また、そのような人事を離れて考えても、常勤者が実査するという監査体制も併せて引き続き維持するのか、あるいは、内部統制システムによる監査で十分であると考えてのかという監査ポリシーの考え方によって結論は異なることとなります。

(2) 取締役への権限委任の利用

監査等委員会設置会社の取締役会の役割について、業務上の意思決定を中心に考えるのではなく、監督機能を中心に考える場合、重要な業務執行の決定を取締役に委任することが考えられます。

この場合、社外取締役を過半数にすれば、指名委員会等設置会社よりも、アメリカ型のモニタリング・モデルに近づくため、海外機関投資家の持ち株比率の高い会社においては、そのガバナンス体制の理解が得られやすくなるというメリットもあります。

以上

【参考文献】

・石井裕介「会社法改正案の概要と企業実務への影響」
会社法務 A2Z2014年3月号 8頁以下

【監修者】 [パートナー 弁護士 渡辺 徹](#)

【執筆者】 [パートナー 弁護士 三木 亨](#)

本ニュースレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本ニュースレターの発送中止のご希望、ご住所、ご連絡先の変更のお届け、又は本ニュースレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。

北浜法律事務所・外国法共同事業 ニュースレター係
(TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
〒541-0041 大阪市中央区北浜 1-8-16 大阪証券取引所ビル
TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080・1130-9550

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
〒100-0005 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー14F
TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
〒812-0018 福岡市博多区住吉 1-2-25
キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>